

調査報告書

子の所在確認・行動調査（神奈川県相模原市）

※本書は報告書の見本です。氏名・住所・日時・写真はすべて架空のもので、実在の人物・場所とは関係ありません。

案件番号	JPI20260512
報告日	2026年5月20日
依頼者 / Client	海外在住の父（代理人：〇〇法律事務所 △△弁護士） / Father residing abroad (through counsel)
調査対象者 / Subjects	母：佐伯 美咲 Misaki Saeki（仮名）／子：佐伯 悠真 Yuma Saeki（仮名・3歳）
調査目的	子の現在の居住地および生活状況の確認（面会交流申立ての資料として）
取扱区分	親展・極秘（依頼者限り）
作成者	株式会社 Japan PI 主任調査員 小山 悟郎

1. 調査概要

本報告書は、2026年5月14日から17日にかけて神奈川県相模原市内で実施した、対象者（母および子）の所在確認・行動調査の結果をまとめたものである。依頼者は海外在住の父であり、代理人弁護士を通じて、子の現在の居住地と生活状況を確認し、面会交流の申立てに用いることを目的として当社に依頼した。本調査では対象者および子への接触は一切行っていない。

主要な調査結果

- 母子の現在の居住地を特定した。住所：神奈川県相模原市中央区〇〇2-15-8 コーポ〇〇305号室（仮） / Room 305, Corpo XX, 2-15-8 XX, Chuo-ku, Sagamihara, Kanagawa。2026年5月16日・17日の2日間、母子が同室に出入りし、夜間に在室していることを確認した。
- 住民登録地（相模原市南区△△団地4号棟402号室・母方祖母宅）では、5月14日の8時間の観察中、母子の出入りはなく、子ども用の洗濯物も確認されなかった。郵便受けには祖母名義の郵便物のみが確認された。住民登録地と実際の居住地は異なる。
- 母方祖母が日常的に母子の居室を訪れ、買い物・送迎を担っていることを確認した。祖母の行動確認が居住地特定の決め手となった。
- 子は平日、居住地から徒歩約5分の認可保育園（仮：〇〇保育園）に通園している。5月17日朝、祖母が子を同園に送る様子を確認した。

2. 調査目的

- 母子の現在の居住地を特定し、居住実態を裏づける客観的事実を記録する。
- 子の日常生活状況（通園先、養育者、生活環境）を外形的に確認する。
- 調査結果は、代理人弁護士が家庭裁判所に提出する面会交流申立ての資料として用いる。対象者・子への接触、連れ戻しに関わる行為は行わない。

3. 依頼者・窓口

依頼者	父（海外在住）
-----	---------

窓口	〇〇法律事務所 △△弁護士（仮）
住所	東京都港区〇〇 1-2-3（仮）
連絡先	Tel 03-0000-0000（仮）／ 電子メール（省略）

4. 対象者情報

対象者①（母）	佐伯 美咲 / Misaki Saeki（仮名） 1990 年生 日本国籍
対象者②（子）	佐伯 悠真 / Yuma Saeki（仮名） 2022 年 11 月生（3 歳） 日本・カナダ国籍
住民登録地	神奈川県相模原市南区△△団地 4 号棟 402 号室（母方祖母宅） / Room 402, Bldg. 4, XX Danchi, Minami-ku, Sagamihara, Kanagawa
関係者	母方祖母：佐伯 和子 / Kazuko Saeki（仮名） 1962 年生 使用車両：白色軽乗用車（相模 5xx た 12-34・仮）
依頼者提供資料	戸籍謄本、住民票、母子の写真 6 点、祖母の氏名・住所、過去の面会交流時の記録

5. 依頼の背景

- 依頼者は 2025 年秋に妻（対象者①）と別居。妻は子連れて実家（住民登録地）へ移ったと説明していたが、2026 年 2 月以降、連絡が途絶え、面会交流が実施されていない。
- 依頼者は代理人弁護士を通じて家庭裁判所に面会交流の調停を申し立てる準備を進めており、申立てに先立って子の現在の居住地と生活状況を確認する必要があった。
- 当社は受任にあたり、調査結果を法的手続き以外の目的（直接の接触・連れ戻し等）に用いない旨の誓約書を依頼者から受領した。

6. 調査範囲・見積

調査内容	住民登録地での居住確認（行動調査 8 時間）、関係者（祖母）の行動確認（2 日間）、居住地の環境確認（半日）
調査期間	2026 年 5 月 14 日～17 日（実稼働 4 日）
体制	調査員 2 名 1 組（必要に応じて車両 1 台）
見積	行動調査 計 24 時間 + 現地確認、諸経費別途（金額は省略）
契約	2026 年 5 月 12 日 重要事項説明・契約書・誓約書を交付のうえ締結

7. 調査経過

7.1 住民登録地での居住確認 — 2026 年 5 月 14 日（木）

住民登録地である△△団地 4 号棟 402 号室（祖母宅）を視認できる位置から、8 時間の観察を実施した。

07:00	観察開始。402 号室はカーテンが閉じられている。ベランダに洗濯物なし。
08:12	祖母が 402 号室から出て、駐車場の白色軽乗用車（相模 5xx た 12-34）で外出。同乗者なし。
10:40	祖母が帰宅。買い物袋を持って 402 号室に入る。
12:00～15:00	402 号室への出入りなし。ベランダに子ども用の衣類・遊具は確認されず。
15:00	観察終了。観察中、母子の出入りは確認されなかった。郵便受け（402）の表示は「佐伯」。郵便受けの投入口から、祖母名義の郵便物（封筒の宛名）を外部から確認。

AI生成・見本


写真 1
住民登録地（△△団地 4 号棟）外観。402 号室はカーテンが閉じられ、ベランダに子ども用の洗濯物は確認されず（5 月 14 日 07:03）。

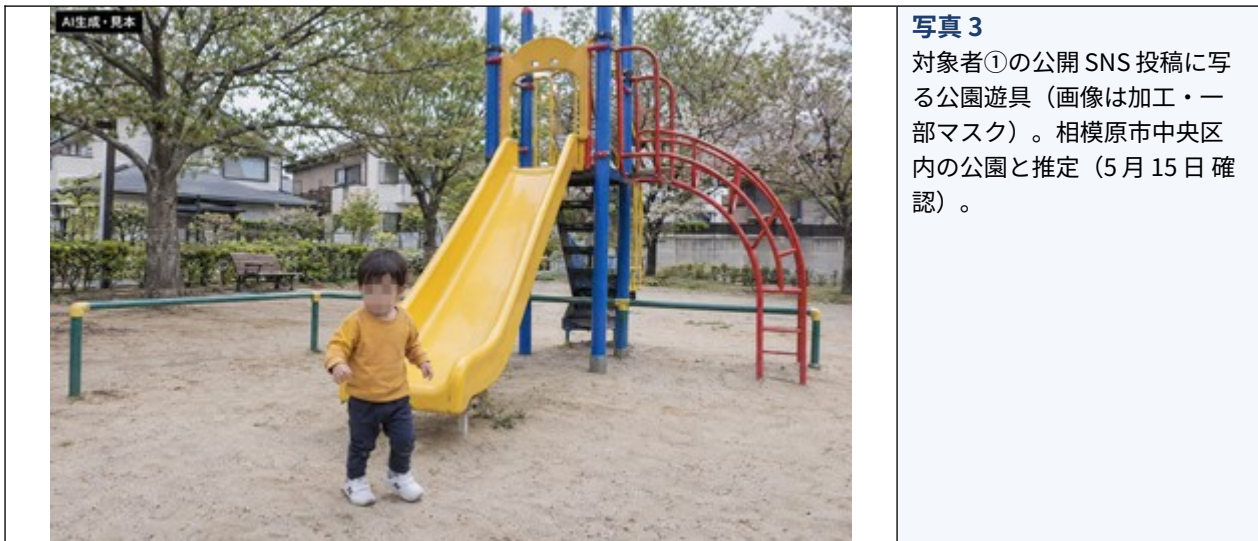
AI生成・見本


写真 2
402 号室の郵便受け。表示は「佐伯」。祖母名義の郵便物を確認（5 月 14 日 15:05）。

7.2 公開情報・記録の確認 — 2026 年 5 月 14 日～15 日

住民登録地での居住実態が確認されなかったため、公開情報および記録の確認を行った。対象者①の SNS（公開投稿）に、2026 年 4 月に投稿された子の写真が 1 点あり、背景の公園遊具から相模原市中央区内の公園と推定された。あわせて、住民登録地の郵便受けの表示と、依頼者提供の写真から祖母の人物

同定を行った。上記から、母子は住民登録地ではなく祖母の生活圏内に居住し、祖母が日常的に母子を支援している可能性が高いと判断し、祖母の行動確認に切り替えた。



7.3 祖母の行動確認 — 2026 年 5 月 16 日（土）

祖母の使用車両を起点に、2 名体制で行動確認を実施した。

08:00	△△団地駐車場で観察開始。
09:05	祖母が車両で外出。
09:20	スーパー（〇〇店）に入店。約 25 分滞在。子ども用の食品を含む買い物をした様子（レジ袋の外観）。
10:02	相模原市中央区〇〇2丁目の集合住宅「コーポ〇〇」（3 階建）に到着。来客用駐車区画に駐車し、買い物袋を持って3階へ。
10:06	3 階東端の 305 号室に入室。
12:40	祖母が 305 号室から出て車両で帰宅。母子の姿は確認できず。
17:30	祖母が再びコーポ〇〇に到着。
17:48	祖母、対象者①（母）、子の 3 名が 305 号室から出て、祖母の車両で外出。母は子を抱いて乗車。
18:05	ショッピングセンター（〇〇）に入店。約 50 分滞在。
19:10	コーポ〇〇に帰着。母子が 305 号室に入室。祖母は車両で帰宅。
19:40	305 号室に照明が点灯していることを確認し、観察終了。



写真4

祖母がコーポ〇〇の来客用駐車区画に駐車し、買い物袋を持って3階へ向かう（5月16日 10:03）。



写真5

対象者①（母）が子を抱き、祖母とともに305号室から出てくる場面（5月16日 17:48）。顔は依頼者向け原本でのみ開示。

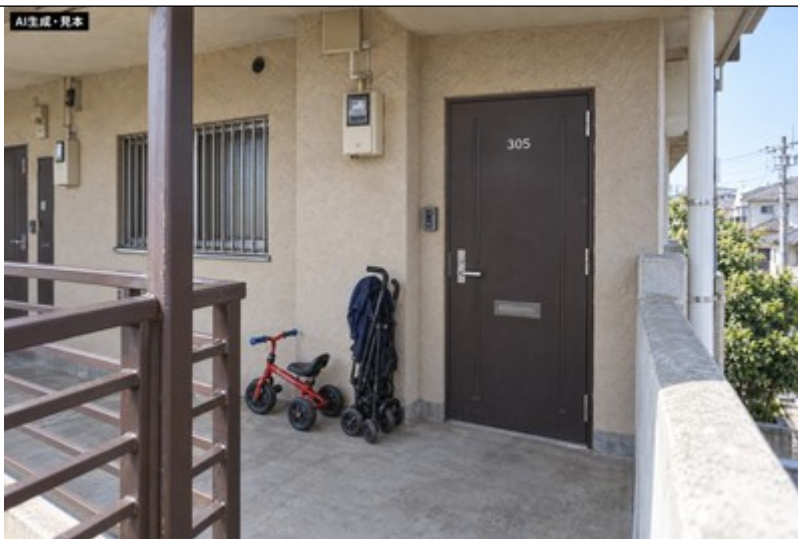
7.4 居住実態の確認 — 2026年5月17日（日）

前日に特定した305号室について、母子の居住実態を確認した。

07:30	コーポ〇〇を視認できる位置で観察開始。305号室のベランダに子ども用の衣類と小型の物干しを確認。
08:15	305号室の玄関脇に子ども用の三輪車とベビーカーを確認。郵便受け（305）に氏名表示はないが、投函口から母名義の郵便物の宛名（「佐伯 美咲様」）を外部から確認。
08:50	祖母が車両で到着。305号室から子連れで出て、徒歩で約5分の〇〇保育園（仮）へ。08:58、園の門で保育士に子を引き渡す。
09:10	祖母がコーポ〇〇に戻り、305号室に入室。
11:30	観察終了。

**写真 6**

305号室のベランダ。子ども用の衣類と小型の物干しを確認（5月17日 07:34）。

**写真 7**

305号室の玄関脇に置かれた子ども用三輪車とベビーカー（5月17日 08:16）。

**写真 8**

祖母が子を連れて〇〇保育園へ向かう場面（5月17日 08:55）。顔は依頼者向け原本でのみ開示。

7.5 居住地の環境確認

コーポ〇〇は3階建・全12室の賃貸集合住宅で、1階に来客用駐車区画が2台分ある。305号室は3階東端で、共用階段は建物の東西に2か所。最寄りの保育園（〇〇保育園）は徒歩約5分、スーパーは徒歩約8分、住民登録地（祖母宅）までは車で約15分の距離にある。住環境は閑静な住宅地で、周辺に危険を示唆する事情は観察されなかった。

**写真9**

コーポ〇〇の外観と来客用駐車区画（5月17日11:02）。

**写真10**

〇〇保育園（仮）の外観。305号室から徒歩約5分（5月17日11:15）。

8. 所見と提言

- 母子の現在の居住地は、神奈川県相模原市中央区〇〇2-15-8 コーポ〇〇305号室（仮）と判断する。根拠：5月16日・17日の母子の出入りと在室、母名義の郵便物、子ども用品の存在、祖母による日常的な訪問・送迎。
- 住民登録地（祖母宅）には母子は居住していない。住民票上の住所と実際の居住地の相違は、申立書の記載において弁護士にご留意いただきたい。
- 子は平日、〇〇保育園（仮）に通園している。園への照会は行っていない（当社の権限外であり、保育園側に調査の存在が伝わるリスクがあるため）。
- 本報告書は観察された事実のみを記載している。養育環境の評価、面会交流の可否に関する判断は、代理人弁護士および家庭裁判所に委ねる。

- 推奨する次の手順：（1）本報告書を代理人弁護士の判断で面会交流調停の資料として提出する。
（2）申立て後に相手方が転居するおそれがある場合は、月 1 回程度の短時間の居住確認（2～4 時間）を継続する。（3）依頼者ご自身による居住地への訪問・接触は、手続きに不利に働くおそれがあるため、弁護士の指示があるまで行わない。

9. 留意事項

本調査は探偵業法に基づく届出事業者として、公道および公共の場所からの観察、公開情報の確認により実施した。対象者・子・関係者への接触、聞き取り、住居への立ち入り、GPS 機器の設置、通信の傍受は行っていない。本報告書の写真は時刻記録付きの原本から抜粋したもので、原本（写真・動画データ）は当社で保管し、弁護士からの求めに応じて提出する。第三者の顔および車両番号は、提出先に応じてマスク処理を行う。

— 報告書 終わり —